

この解説がすごい(1)…Expert 試験 Q14 の「正解」

1. テキスト

下記は 2016 年 2 月に行われた STC/Expert 試験の問題です。

<問題 14> 次のAからDまでのうち、日本の輸出者が外国のメーカーに該非を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明にはXを付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

A 東京の貿易会社は、中国のメーカーより、外為令別表の3の2の項(2)に関連する技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の3の2の項(2)は、オーストラリア・グループの規制なので、オーストラリア・グループのサイトにある英文を参考に中国のメーカーにスペックを確認する。

B 福岡の貿易会社は、オーストラリアのメーカーより、輸出令別表第1の4の項に関連する貨物Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の4の項は、MTCRの規制なので、MTCRのサイトにある英文を参考にメーカーにスペックを確認する。

C 大阪の貿易会社は、香港のメーカーより、輸出令別表第1の14の項に関連する貨物Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の14の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Munitions list の英文を参考にメーカーにスペックを確認する。

D 福岡の貿易会社は、オーストラリアのメーカーより、輸出令別表第1の15の項に関連する貨物Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の15の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Very Sensitive List の英文を参考にメーカーにスペックを確認する。

【選択肢】

1. A✕ B○ C○ D○

2. A✕ B✕ C○ D✕

3. A○ B○ C✕ D○

4. A○ B○ C✕ D✕

5. A○ B○ C○ D○…これが「正解」

2. 「正解」と言い切ってよいのか？

私は上記説明文のうちDに注目しました。『CISTEC ジャーナル』2016年9月号は本問を次のように解説しています。

Dは正しい。輸出令別表第1の15の項は、ワッセナー・アレンジメントの Very Sensitive List にあたる。(229頁)

たしかに規制項番と国際レジームとの対応関係は、各説明文の下線部記述の通りです。従って、メーカーへ照会に当たってそれらのリストを参考にすること自体は悪いことではありません。

しかし「それを参考にすればいいんだ」というのは間違いです。つまり判定方法の「説明として正しい」と言えないのではないかと。この解説では受験者（と『ジャーナル』読者）に誤解を残すのではないかと私は思います。

3. 例文 D (15 項ならば WA/VSL を参考に) の問題点

【問題 1】 VSL (Very Sensitive List) には何が書いてあるか？

下記は 2015 年版 VSL の抜粋です。(カテゴリー 1 貨物の記述)

Category 1

- 1.A.2.a. "Composite" structures or laminates consisting of an organic "matrix" and materials specified by 1.C.10.c. or 1.C.10.d.
- 1.C.1. Materials specially designed for use as absorbers of electromagnetic waves...
- 1.C.12. Materials as follows...

まず上記の 1.A.2.a を見てみましょう。これで判定できますか？

できませんよね。判定にはカテゴリー 1 の BL (Basic List) の 1.C.10.c と 1.C.10.d の情報が必要です。

次は 1.C.1 を。もちろん Materials specially designed for …だけではサッパリです。ではこれは何を意味するかというと、カテゴリー 1 の BL 中、1.C.1 の条文に同じことが書いてあるからそちらを見よ、ということなのです。

次の 1.C.12 も同様です。

つまり VSL だけを参考にして規制仕様を確認することは不可能なのです。

【問題点 2】 「15 項関連貨物」とは何か？

なぜ上記 1 の問題が生ずるのでしょうか？ 答えは、15 項品とは何か、VSL とは何かを理解すれば自ずと見えてきます。

VSL とはそもそもカテゴリー別の規制リスト (BL) 該当品中、特に機微 (Very Sensitive) な品目を指定するためのものです。つまり BL を読み込んだ上で初めて VSL の中身が理解できるという仕掛けになっているわけです。

また 15 項は様々なカテゴリーの品目を含みます。カテゴリーを問わず、機微度が非常に高ければ VSL にリストアップされる仕組みである以上、当然の話です。

それは、品目のカテゴリーから「これは 15 項関連の貨物ではないか」とか「これは 15 項の判定が必要だぞ」と頭を働かせることが困難なことも意味します。元々雑多な性格を持つ 15 項の概要が予め頭に入っていれば話は別（「15 項っぽいぞ」と勘が働く）ですが。

【問題点 3】 VSL 非該当は規制非該当を意味しない

さてそうなるかと仮に VSL の該当仕様でなかったとしても、まだリスト規制非該当と安心することはできません。BL 該当の可能性は残っているわけですから。

たとえば前頁で挙げた 1.A.2.a. VSL には「materials specified by 1.C.10.c. or 1.C.10.d.」と網掛けつきの記述があります。網掛けは「ここは BL と違うよ」という注意喚起のためのものでして、BL の記述は「materials specified by 1.C.10.c., 1.C.10.d. or 1.C.10.e」となっています。つまり「使用材料が 1.C.10.c., 1.C.10.d. でなくてよかった！（非該当だ！）」と気を抜いていると、その材料が 1.C.10.e 品だったために「BL（輸出令では 5 項(18) 該当」でアウトを宣告されることになりかねないのです。

4. もっとまじめにやれ

これでは説明文 D をおいそれと○にはできなくなります。では正解は「A=○、B=○、C=○、D=✖」なのだろうか？ だがそのような選択肢は与えられていない。

ならば選択肢 4 の「A=○、B=○、C=✖、D=✖」か？ そういえば、説明文の C。「Munition List (ML) イコール 14 項とは言えないんじゃないか？ たとえば ML1.a (Rifles and combination guns, handguns, machine, sub-machine and volley guns;)」に対応する輸出令条項は 1 項(1)だった。例文 C は ✖ かもしれん。では正解は 4 と 5、どっちだろう？」などと悩んで時間をロスしてしまった受験生も少なからずいたのではないのでしょうか？（「深く考えない受験生」にとってはサービス問題であっても、「できる受験生」は悩んだのではないかと思います）

このように出題ミスで読者が正解にたどりつけない場合、私の購読している詰将棋専門誌では、担当者が不詰め作品の出題を詫び、その問題は全員正解と扱うことになっています。STC/Expert 試験でも同じような対応をできたら偉いと思うのですが、無理でしょうか？

そういえば昔こんな事例がありました。第 1 回試験に出題ミスがあつて、当時受験していた私は同志の方たちと一緒に抗議活動を行ったのです。結局、抗議は受け入れられ採点も訂正されることとなりました。今回の件、今からでもしかるべき是正措置が取られるならそれは決して CISTEC の恥にはなりません。むしろ懐の深さを世間に知らしめる効果があるものと思います。

それはともかく、なぜこんなことになったのでしょうか？

理由は、出題者が、海外メーカーから 15 項該非の情報を取るという経験もなければ、真剣に考えたこともない（実際にどうやるのかを考えていない）、VSL の条文も読んでいないからです。もし条文を一度でも読んだことがあるなら、こんな問題は作らなかったでしょう。（まさか「読んだけど頭が悪くて忘れてしまった」などということはないと思います）

条文を読みもせずに、机の上でチョイチョイとこしらえた「作品」がこの問 14 である、と私は結論します。

(2017.2.3)

***補記**

本文で「例文 D が特に問題」と述べたのは、ほかの例文も問題ゼロではないが D に比べれば軽微である、との認識を示したものです。

例文 C（輸出令 14 項と WA/ML）についての問題点は本文でも記しました。

同様に例文 B についても、遠心式釣り合い試験機（4 項(16)関連貨物）を MTCR 条文だけで見ていると 2 項(29)を見落とす危険があります。

但しこれらは致命的な問題とまではいえません。なぜなら AG や MTCR に関連する品目で、他レジームにまたがって規制されうるものは少数派だからです。また、他の項番にも関連する品目であれば「その項番に対応する国際レジームも併せて参照せよ」といえば済みます。その点、例文 D が言及した VSL 関連品目というのは、そもそも WA の各カテゴリーにおける規制の存在を前提にしているわけですから、AG や MTCR の品目とは一線を画している、と見るべきだと思うのです。